

令和 8 年度 長野市保健所運営協議会 次第

日 時 令和 8 年 7 月 30 日 (木)
午後 1 時 30 分～午後 3 時
場 所 長野市保健所 2 階会議室 A B

1 開 会

2 委員委嘱

3 あいさつ

4 議 事

(1) 保健所業務説明

資料 1

(2) 災害時の医療救護活動に関する協定の見直しについて

資料 2

(3) ながの健やかプラン21（第二次）に基づく取組について

資料 3

- ・ 3 歳児尿中食塩濃度測定及び個別栄養相談の充実
- ・ 高血圧ハイリスク者等への JSH 減塩食品配布
- ・ スマートミール弁当について

(4) AYA世代のメンタルヘルスケア対策について

資料 4

(5) 保健所の運営に関する質疑・意見交換

5 そ の 他

6 閉 会

令和８年度 長野市保健所運営協議会委員名簿

職 名	氏 名	選出区分	就 任 日
長野県立大学 教授	杉 山 英 子	学識経験者	令和 7 年 4 月 1 日
長野市医師会 会長	釜 田 秀 明	各種団体の代表者	令和 7 年 4 月 1 日
更級医師会 会長	鈴 木 貞 博	〃	令和 7 年 6 月 11 日
長野市歯科医師会 会長	堀 内 雅 彦	〃	令和 7 年 5 月 22 日
更級歯科医師会 会長	柳 沢 孝 彦	〃	令和 7 年 4 月 1 日
長野市薬剤師会 会長	小 澤 詳 治	〃	令和 7 年 6 月 27 日
長野県看護協会長野支部 書記補佐	富 井 直 美	〃	令和 7 年 7 月 5 日
長野市社会福祉協議会 会長	西 島 勉	〃	令和 7 年 4 月 1 日
長野県栄養士会 会長	馬 島 園 子	〃	令和 7 年 4 月 1 日
長野市食品衛生協会 会長	森 田 義 一	〃	令和 7 年 4 月 1 日
長野県調理師会長野市支部 支部長	渋谷 明	〃	令和 8 年 6 月 2 日
長野県獣医師会長野支部 支部長	平 沢 久 史	〃	令和 7 年 4 月 1 日
長野市食生活改善推進協議会 会長	江 村 洋 子	〃	令和 7 年 4 月 1 日
長野県精神保健福祉士協会 事務局長	板 倉 重 彦	〃	令和 7 年 4 月 1 日
長野中央警察署 署長	掛 川 修 司	関係行政機関の職員	令和 7 年 4 月 1 日
長野市校長会	嶋 田 勝 彦	〃	令和 8 年 4 月 1 日

委嘱期間 就任日から令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）

令和8年度 長野市保健所運営協議会 座席表

令和8年7月30日（木）
午後1時30分～午後3時
長野市保健所2階会議室A B

会長・議長

出入口

出入口

馬島委員

森田委員

渋谷委員

平沢委員

江村委員

板倉委員

掛川委員
代理出席
緑川様

嶋田委員

杉山委員

鈴木委員

堀内委員

柳沢委員

小澤委員

富井委員

西島委員

佐藤 課長補佐

食品生活衛生課
笠原主幹兼
課長補佐兼所長

小林食品生活
衛生課長

金箱保健所副所長
次長兼総務課長

宮島保健所長

小松健康課長

大河内環境衛生
試験所長

総務課
宮下課長補佐

総務課
北原主幹兼課長補佐

健康課
飯塚主幹兼課長補佐

健康課
松本保健主幹兼
課長補佐

健康課
望月課長補佐

健康課
竹内課長補佐

健康課
大川課長補佐

健康課
松本課長補佐

健康課
佐藤課長補佐

食品生活衛生課
笠原課長補佐

齊藤課長補佐

環境衛生試験所
岡村所長補佐

環境衛生試験所
久保所長補佐

健康課
市村課長補佐

健康課
今井課長補佐

健康課
松平課長補佐

食品生活衛生課
米山課長補佐

環境衛生試験所
市川所長補佐

環境衛生試験所
酒井所長補佐

長野市保健所運営協議会条例

平成10年12月28日長野市条例第52号

改正 平成13年 6 月29日条例第20号

平成19年 3 月29日条例第 2 号

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、長野市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受けて協議会の所掌事務に従事する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成13年 6 月29日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日条例第 2 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）